

保護者の皆様

三原市立幸崎中学校
校長 片山 新

台風・大雨等による気象警報発令時等の対応について(改訂版)

処暑の候、皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本校教育推進にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年、集中豪雨や暴風等、自然災害が多く発生する傾向にあります。このたび、三原市教育委員会からの指示で、警戒レベル3～5が発令された時の対応が追加されましたので、ご確認ください。

つきましては、**各自で気象情報をご確認の上、安全にご留意し対応**していただきますようお願いいたします。（できるだけ「すぐーる」で、配信も行いますが、早朝や担当者不在で配信できない場合もあります。また「すぐーる」が届いても、その場にお子様がいるとは限らないため。）

1 気象警報及び特別警報発令時の対応について（※今までと同じで、変わっていません。）

- (1) 午前6時の時点で、三原市または三原市を含む地域（尾三地域、県南部、県全域）に、特別警報又は暴風・大雨・洪水・波浪・高潮のいずれかの警報が発令されている場合、**「自宅待機」**とし、それ以降次のように対応してください。

（※小学校は6時に警報が発令されている時点で臨時休業となります。）

ア 午前8時30分までに警報が解除になった場合（※給食を実施します。）

⇒ 9時20分までに登校、2校時より授業開始

イ 午前11時までに警報が解除になった場合

⇒ 昼食を済ませ13時20分までに登校、5校時より授業開始

ウ 午前11時までに警報が解除されなかった場合 ⇒ 臨時休業

- (2) 午前6時から登校の間に警報が発令された場合

ア 自宅を出るまでに警報が発令された生徒は、**自宅待機**とし、以後、(1)と同様の対応をしてください。

イ 登校のため自宅を出た後に警報が発令され、学校へ登校した生徒については、一旦学校待機とし、状況を考慮し対応いたします。

- (3) 登校後に警報が発令された場合

気象状況を考慮の上、『途中下校』『下校見合わせ』『給食実施の有無』『給食時間の変更』等を決定し、生徒の安全に留意し対応いたします。状況によっては、下校させず一時学校待機とし、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。

2 警戒レベル3「高齢者等避難」、レベル4「避難指示」及びレベル5「緊急安全確保」の避難情報の発令時の対応について（※ここが追加されました。）

- (1) 学校所在地又は生徒の居住地に警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されている場合、
⇒ 登校。（※資料1を参照）

（※保護者の判断で登校を控えた場合は、校長判断で欠席の扱いとしないことができる。）

- (2) 学校所在地〔地区名：幸崎能地、構成住所：幸崎能地1～7丁目〕に午前6時の時点で、警戒レベル4「避難指示」又はレベル5「緊急安全確保」（以下、「警戒レベル4等」と言う。）が発令されている場合

ア 午前6時の時点で、学校所在地に「警戒レベル4等」が発令されている場合、
「自宅待機」とし、それ以降次のように対応してください。

（※小学校は6時に「警戒レベル4等」が発令されている時点で臨時休業となります。）

- （ア） 午前8時30分までに「警戒レベル4等」が解除になった場合

（※給食を実施します。）

⇒ 9時20分までに登校、2校時より授業開始

- （イ） 午前11時までに「警戒レベル4等」が解除になった場合

⇒ 昼食を済ませ13時20分までに登校、5校時より授業開始

- （ウ） 午前11時までに「警戒レベル4等」が解除されなかった場合 ⇒ 臨時休業

イ 午前6時から登校の間に「警戒レベル4等」が発令された場合

- （ア） 自宅を出るまでに「警戒レベル4等」が発令された生徒は、自宅待機とし、以後、(2)アと同様の対応をしてください。

- （イ） 登校のため自宅を出た後に「警戒レベル4等」が発令され、学校へ登校した生徒については、一旦学校待機とし、状況を考慮し対応いたします。

ウ 登校後に「警戒レベル4等」が発令された場合

気象状況を考慮の上、『途中下校』『下校見合わせ』『給食実施の有無』『給食時間の変更』等を決定し、生徒の安全に留意し対応いたします。状況によっては、下校させず一時学校待機とし、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。

- (3) 学校所在地外から通う生徒の移住地域に「警戒レベル4等」が発令された場合

⇒ 登校しない

※「非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。（指導要録上、「出席停止・引き等の日数」として扱う。）

【臨時休業中の注意】

警報発表・避難指示発令の間は、絶対に外出しない。

【一斉下校時及び警報・避難指示解除の場合の注意】

- ・増水している河川に近づかない。
- ・高波の恐れがある海岸には近づかない。
- ・地盤が緩んでいる場所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。

※警報及び特別警報や警戒レベル4等の発令時及び帰宅後解除された後も、その日は自宅待機させてください。

※「すぐーる」で、翌日の連絡等を行いますのでよろしくお願いいたします。